

広島県告示第千八百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年十一月十九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十一月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道小多田安浦線	東広島市黒瀬町宗近柳国字中ノ坪一五五番一地从先から 東広島市黒瀬町宗近柳国字片山二七八番一地从先まで 東広島市黒瀬町南方字田中一一七六番一地从先から 東広島市黒瀬町南方字東古川一三〇〇番五地从先まで	平成一九年一月五日